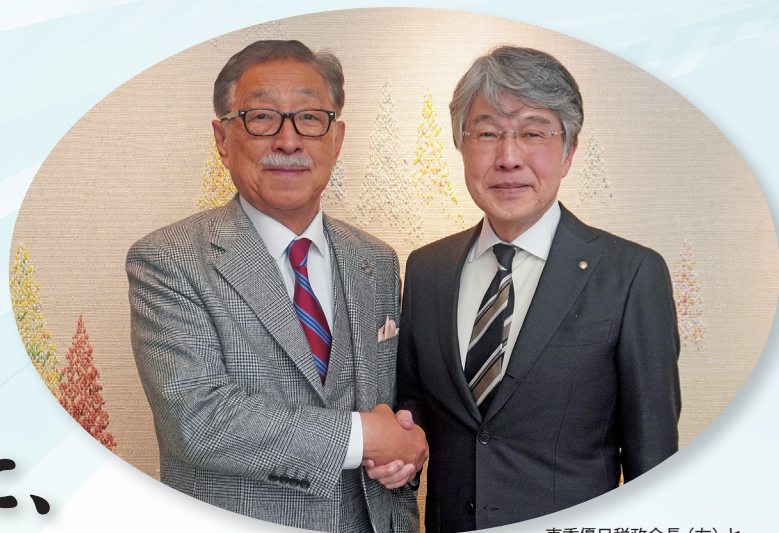




「税理士政治連盟」は、 税理士法第1条の 使命を全うするために、 なくてはならない団体です。



東秀優日税政会長(左)と
太田直樹日税連会長(右)

なぜ税理士政治連盟が必要か

税理士政治連盟は、あくまでも税理士法第49条の11の建議権に基づく政治活動を行う団体であり、税理士会の目的に添った要望実現のためにのみ活動を行っております。

税理士会は税理士法に基づく特別民間法人であり、政治活動を行うには制限があるために、税理士会とは別の団体として「税理士政治連盟」があります。

税理士会と税理士政治連盟は車の両輪、表裏一体の関係にあります。

もし、税理士政治連盟がなかったら…

- ・税理士法の建議権に基づく税制改正等の要望の実現が困難になる。
- ・税理士の無償独占業務がなくなる(減る)可能性がある。

それでもあなたは大丈夫ですか？

会員は

税政連の成果は全ての税理士が享受します。政治連盟がその目的である税理士会の要望を実現するためには、一人ひとりの税理士の理解と協力が不可欠です。

活動内容は

税制改正要望の実現のため、税理士制度に関する重要な課題解決のため、税理士会の意見が法律化できるように、あくまでも税理士会の活動に理解ある政党や国会議員等に対し、陳情活動を行っております。与党・野党・政党問わず陳情します。

税制改正要望・税理士制度改正要望など

税理士会

第49条の11

税理士政治連盟

政党・国会議員など

成果

◎ 税理士法改正 ◎

令和4年改正

- ・税理士の業務の電子化の推進
- ・税理士試験受験資格要件の緩和
- ・税理士事務所の該当性の判断基準の見直し等

◎ 税制改正 ◎

令和7年度税制改正

- ・個人所得税の基礎控除の引き上げ
- ・事業承継税制(特例措置)の役員就任要件及び事業従事要件の緩和
- ・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限の延長

令和6年度税制改正

- ・法人版事業承継税制に係る特例承継計画の提出期限延長
- ・賃上げ促進税制に関する繰越控除制度の創設
- ・中小法人に対する外形標準課税適用の見送り

◎ その他 ◎

税理士法による無償独占業務の堅持



中国税理士政治連盟規約

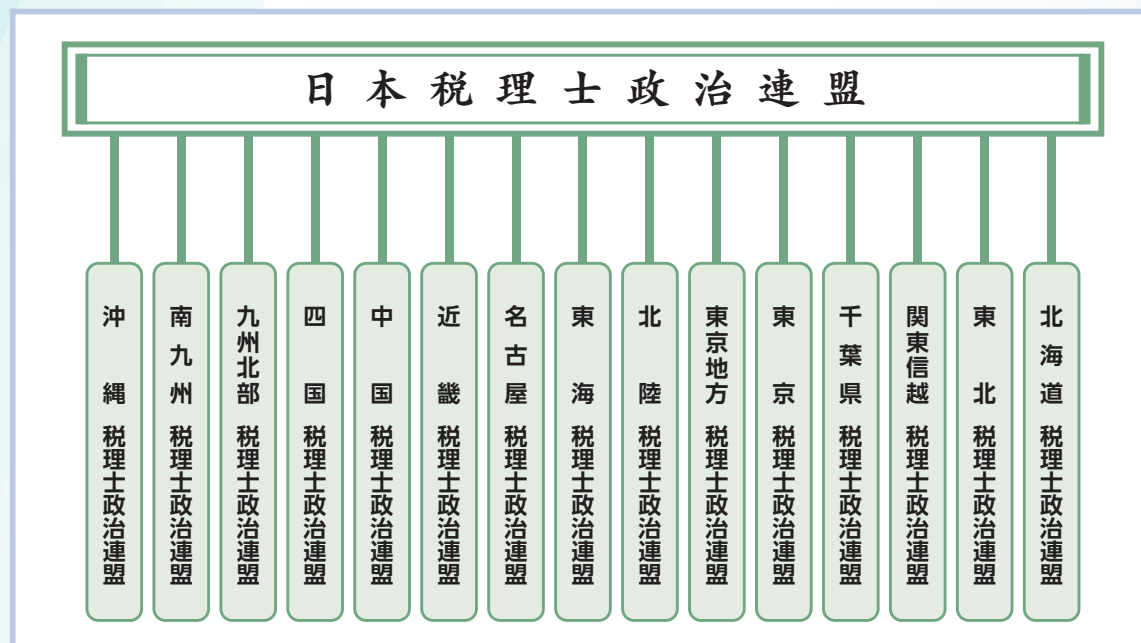
(目的)

第4条 本連盟は、中国会の方針に添い、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。

会費について

税理士政治連盟の財政は、皆様からの会費と寄附金によって賄っています。
私たちの税理士会の要望実現のための税理士政治連盟の意義、必要性、そして活動に十分なご理解をいただき、年会費9,000円のご負担をお願いします。

組織図



中国税理士政治連盟

広島県広島市中区袋町4-15 中国税理士会館3階
TEL : 082-246-0088 FAX : 082-245-8377
E-mail : zeiseiren@chuzei.or.jp



※中国税理士政治連盟ホームページはこちらから